第2やすらぎ事業所 居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人淡路島福祉会が開設する、第2やすらぎ事業所 (以下「本事業所」という)が行う居宅介護支援の事業 (以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保険施の入所を希望する場合は、介護保険施設への紹介等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅にいてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して、援助を行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の実施にあたっては、地域包括支援センター、社会福祉協議会、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携を図り総合的なサービスの提供に努める。
- 5 上記に他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(厚生省令第38 条、平成11年3月31日付)第13条の具体的取扱方針を遵守する。

(事業所の名称等)

- 第3条 名称及び所在地は次の通りとする。
 - (1) 名 称 第2やすらぎ事業所
 - (2) 所在地 兵庫県南あわじ市神代地頭方943-4

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 : 1名
 - 管理者は、所属職員を指導監査し、適切な事業の運営が行われるよう統括する。
 - (2) 主任介護支援専門員 : 4名

主任介護支援専門員は、包括的・継続的なケアシステムを実践するために、職場や地域において介護支援専門員等に適切な相談・助言・指導を行い、地域における課題の把握や情報の収集・発信、保健・医療・福祉の関係職種や各種団体・事業者間の連携がすすむように働きかけ、さらに事業所における人事・経営管理、倫理・知識・技術の研鑚、地域包括支援センターとの連携をすすめる。

(3) 介護支援専門員 : 5名

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(4) 事務職員:1名必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
 - (1) 営業日 : 通常月曜日から金曜日までとする。 ただし、12月31日から1月3日を除く
 - (2) 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - (3) 上記の他、電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の利用方法及び内容)

- 第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。
 - (1) 利用者の相談を受ける場合は本会の相談室とする。
 - (2) 使用する課題分析票の種類は居宅サービス計画ガイドラインとする。
 - (3) サービス担当者会議の開催場所は本会の相談スペースとする。
 - (4) 介護支援専門員の居宅への訪問頻度は最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、南あわじ市の区域とする。

(利用料等)

- 第8条 居宅介護サービス計画費は介護報酬に規定された額と同額とする。
- 2 通常のサービス提供の実施地域を超える地域(淡路島島外)に訪問し、又は出張する 必要がある場合には、その旅費に対しかかった交通費の実費を負担していただく。

- 3 その他の費用が必要になった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得 たものに限り徴収する。
- 4 その他、利用料等について支払が困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、 減額又は免除することができる。

(緊急等における対応方法)

第9条 介護支援専門員等は、利用者の居宅に訪問中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、 管理者に報告しなければならない。

(感染症の予防及び、まん延防止のための措置)

- 第10条 感染症の予防及び、まん延防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 感染症の防止及び、まん延防止のための従業者に対する研修及び訓練の実施。
 - (2) その他感染症の予防及び、まん延防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)。

(虐待防止のための措置)

- 第11条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生、またはその再発を 防止するため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2)利用者及び、その家族から苦情処理体制の整備
 - (3) その他、虐待防止のために必要な措置(委員会の開催、指針整備等)。

事業所はサービス利用中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は報告する ものとする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

- 第 12 条 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ つつ、ハラスメント対策のため、次の措置を講じる。
 - (1)従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
 - (2)従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
 - (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(業務継続計画(BCP)の策定)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続に実施、再開するための計画を 策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じる。 (その他の運営についての留意事項)

- 第14条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従 業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の 内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事業は本会が別に定めるものとする。

附則

- 1. この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2. この規程は、平成22年1月1日から改定施行する。
- 3. この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 4. この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 5. この規程は、平成27年6月1日から改定施行する。
- 6. この規程は、平成29年1月1日から改定施行する。
- 7. この規程は、平成30年4月23日から改定施行する。
- 8. この規程は、平成30年10月1日から改定施行する。
- 9. この規程は、平成30年12月1日から改定施行する。
- 10. この規程は、平成31年1月9日から改定施行する。
- 11. この規程は、平成31年4月1日から改定施行する。
- 12. この規程は、令和2年4月1日から改定施行する。
- 13. この規程は、令和3年4月1日から改定施行する。
- 14. この規程は、令和3年8月1日から改定施行する。
- 15. この規程は、令和3年11月1日から改定施行する。
- 16. この規程は、令和5年1月1日から改定施行する。
- 17. この規程は、令和5年4月1日から改定施行する。

やすらぎ訪問介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人淡路島福祉会が設置するやすらぎ訪問介護事業所(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、高齢者が要支援状態または要介護状態となった場合においても、入浴、排泄、食事介助その他日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または、要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行うものとする。
 - (2) 自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
 - (4) 指定訪問介護の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
 - (5) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - (6) 常に、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談及び援助を行う。
 - (7) 指定訪問介護の提供に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、 在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを 提供する者との連携に努める。
 - (8)「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令37号)に定める内容を遵守し、事業を行う。

(事業の名称及び所在地)

- 第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 やすらぎ訪問介護事業所
 - (2) 所在地 兵庫県南あわじ市神代地頭方943-4

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業者業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている 指定訪問介護の実施に関して、事業所の就業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を 行う。

(2) サービス提供責任者 4名 (常勤3名、非常勤1名)

サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成し、利用者またはその家族に内容を説明するほか、事業者に対する指定訪問介護の利用申し込みに関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行う。

(3) 訪問介護員 11名(常勤兼務及び非常勤兼務) 訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
 - (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

(指定訪問介護の内容及び利用料その他費用の額)

- 第6条 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、 厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定受領サービスであるとき は、その1割から3割の額とする。
 - (1) 訪問介護計画の作成
 - (2) 身体介護に関する内容
 - ①食事の介護
 - ②排泄の介護
 - ③衣類着脱の介護
 - ④入浴の介護
 - ⑤身体の清拭、洗髪
 - ⑥その他必要な身体介護
 - (3) 生活援助に関する内容
 - ①調理
 - ②衣類の洗濯、補修
 - ③住居等の清掃、整理整頓
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他必要な家事
 - (4) 相談・助言に関する内容

生活、身上、介護に関することや、その他の必要な相談・助言

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問介護に要した交通 費は、その実費を徴収する。 3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、あらかじめ利用者またはその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、南あわじ市、洲本市の地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第9条 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、 ハラスメント対策のための、次の措置を講じる。

(苦情解決)

第10条 提供した訪問介護等に関する利用者並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第11条 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつ つ、ハラスメント対策のための、次の措置を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものと する。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施 (年1回以上)
 - (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業 者への周知

(事業継続計画)

第13条 事業継続計画 (BCP) の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、

その計画に従い必要な研修及び訓練(年1回以上)を実施するものとする。

(感染対策・衛生管理)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する介護等においてその対策 を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練(年1回以上)を実施し、 感染対策の資質向上に努める。

(暴力団等の影響の排除)

第15条 運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(身体拘束等の禁止)

- 第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 訪問介護員等の資質の向上のために、次の通り研修会の機会を設けるものとする。
 - (1)採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らして はならない。
- 3 従業員であったものが、正当な理由なくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことの無いよう、従業員で無くなった後においても、これらの者の秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用計画書の内容とするものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人淡路島 福祉会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成17年4月15日から施行する。

- 2 この規程は、平成22年1月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成29年11月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成30年8月20日から改定施行する。
- 6 この規程は、令和4年4月1日から改定施行する。
- 7 この規程は、令和4年6月1日から改定施行する。
- 8 この規程は、令和4年7月1日から改定施行する。
- 9 この規程は、令和5年1月1日から改定施行する。
- 10 この規程は、令和5年6月1日から改定施行する。
- 11 この規程は、令和5年8月1日から改定施行する。
- 12 この規程は、令和5年12月1日から改定施行する。
- 13 この規程は、令和6年4月1日から改定施行する。

やすらぎ訪問介護事業所 介護予防・日常生活支援総合事業(第1号) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人淡路島福祉会が設置するやすらぎ訪問介護事業所(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、高齢者が要支援状態となった場合においても、入浴、排泄、食事介助そのほか日常生活にわたる援助を行なうことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - (1) 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または、要介護状態 となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行うものとする。
 - (2) 自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
 - (4) 指定訪問介護の提供に当たっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその 家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
 - (5) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - (6) 常に、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談及び援助を行う。
 - (7) 指定訪問介護の提供に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、 在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを 提供する者との連携に努める。
 - (8)「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令37号)に定める内容を遵守し、事業を行う。

(事業の名称及び所在地)

- 第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 やすらぎ訪問介護事業所
 - (2) 所在地 兵庫県南あわじ市神代地頭方943-4

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業者業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている 指定訪問介護の実施に関して、事業所の就業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を 行う。

(2) サービス提供責任者 4名 (常勤3名、非常勤1名)

サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成し、利用者またはその家族に内容を説明するほか、事業者に対する指定訪問介護の利用申し込みに関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理を行う。

(3) 訪問介護員 11名 (常勤兼務及び非常勤兼務) 訪問介護員は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
 - (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問介護の内容及び利用料その他費用の額)

- 第6条 指定訪問介護の内容は次の通りとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、 厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定受領サービスであるとき は、その1割から3割の額とする。
 - (1) 訪問介護計画の作成
 - (2) 身体介護に関する内容
 - ①食事の介護
 - ②排泄の介護
 - ③衣類着脱の介護
 - ④入浴の介護
 - ⑤身体の清拭、洗髪
 - ⑥その他必要な身体介護
 - (3) 生活援助に関する内容
 - ①調理
 - ②衣類の洗濯、補修
 - ③住居等の清掃、整理整頓
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他必要な家事
 - (4) 相談・助言に関する内容

生活、身上、介護に関することや、その他の必要な相談・助言

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問介護に要した交通

費は、その実費を徴収する。

3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、あらかじめ利用者またはその家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、南あわじ市の地域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を 講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第9条 提供した訪問介護等に関する利用者並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切に 対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第10条 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつ つ、ハラスメント対策のための、次の措置を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第11条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
- (4) すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施 (年1回以上)
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

(事業継続計画)

第12条 事業継続計画 (BCP) の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練(年1回以上)を実施するものとする。

(感染対策・衛生管理)

第13条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する介護等においてその対策 を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練(年1回以上)を実施し、 感染対策の資質向上に努める。

(暴力団等の影響の排除)

第14条 運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(身体拘束等の禁止)

- 第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 訪問介護員等の資質の向上のために、次の通り研修会の機会を設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- 2 従業員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らして はならない。
- 3 従業員であったものが、正当な理由なくその業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことの無いよう、従業員で無くなった後においても、これらの者の秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用計画書の内容とするものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人淡路島 福祉会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、令和4年6月1日から改定施行する。

- 4 この規程は、令和4年7月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、令和5年1月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、令和5年6月1日から改定施行する。
- 7 この規程は、令和5年8月1日から改定施行する。
- 8 この規程は、令和5年8月1日から改定施行する。
- 9 この規程は、令和5年12月1日から改定施行する。
- 10 この規程は、令和6年4月1日から改定施行する。

やすらぎ訪問介護事業所 居宅介護及び重度訪問介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人淡路島福祉会が設置するやすらぎ訪問介護事業所(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービスの居宅介護事業及び重度訪問介護(以下「居宅介護等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び食事等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の 指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と の密接な連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要な居宅介護等の提供ができるよう努 めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第58号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 やすらぎ訪問介護事業所
 - (2) 所在地 兵庫県南あわじ市神代地頭方943-4

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し、 法令等において規定されている居宅介護等の実施に関する規定を遵守させるため必要な 指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 4名 (常勤兼務3名・非常勤兼務1名) サービス提供責任者は、居宅介護等の計画を作成し、利用者及びその同居の家族にそ の内容を説明のうえ交付するほか、事業所に対する居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- (3) 従業者 訪問介護員11名(登録ヘルパー11名含む。) 従業者は、居宅介護等の計画に基づき居宅介護等の支援の提供に当たる。
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、職種及び定員を超える職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

【ただし、12月31日から1月3日までを除く。】

- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等を提供する主たる対象者)

- 第6条 事業所において居宅介護等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 身体障害者
 - (2) 知的障害者
 - (3) 精神障害者

(居宅介護等の内容)

- 第7条 本事業所で行う居宅介護等の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 居宅介護等の計画の作成
 - (2) 身体介護に関する内容
 - ① 食事の介護
 - ② 排泄の介護
 - ③ 衣類着脱の介護
 - ④ 入浴の介護
 - ⑤ 身体の清拭、洗髪
 - ⑥ その他必要な身体の介護
 - (3) 家事援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補修
 - ③ 住居等の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物
 - ⑤ その他必要な家事
 - (4) 日常生活支援

- (5) 生活等に関する相談、助言
- (6) 重度訪問介護に関する内容

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対して、居宅における入浴、排泄 又は食事の介護、その他厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護 を総合的に供与する。

(7) 前各号に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

- 第8条 指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者から当該指定居宅介護等にかかる利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交 通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を支給決定障害者から徴収する。
- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該 費用を支払った支給決定障害者に対して交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南あわじ市と洲本市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 現に居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その 他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理 者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措 置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

- 第11条 提供した訪問介護等に関する利用者並びにその家族等からの苦情に迅速かつ適切 に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 本事業所は、提供した指定居宅介護等に関し、障害者自立支援法第10条1項の規定に

より市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査 又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

- 第12条 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつ つ、ハラスメント対策のための、次の措置を講じる。
 - (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
 - (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
 - (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものと する。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施 (年1回以上)
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業 者への周知

(事業継続計画)

第14条 事業継続計画 (BCP) の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(感染対策・衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する介護等においてその対策 を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資 質向上に努める。

(暴力団等の影響の排除)

第16条 運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(身体拘束等の禁止)

- 第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、 また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2)継続研修 年12回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者で なくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容と する。
- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録 を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人淡路島福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成17年6月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成18年10月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成21年1月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成30年4月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、令和4年4月1日から改定施行する。
- 7 この規程は、令和4年6月1日から改定施行する。
- 8 この規程は、令和4年7月1日から改定施行する。

- 9 この規程は、令和5年1月1日から改定施行する。
- 10 この規程は、令和5年6月1日から改定施行する。
- 11 この規程は、令和5年8月1日から改定施行する。
- 12 この規程は、令和5年12月1日から改定施行する。
- 13 この規程は、令和6年4月1日から改定施行する。

やすらぎ訪問介護事業所 同行援護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人淡路島福祉会が設置するやすらぎ訪問介護事業所(以下、「事業所」という。)が行う指定同行援護事業(以下、「同行援護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、同行援護の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定に係る障害者及び障害児(以下、「障害者(児)」という。)の意思及び人格を尊重し、適切な同行援護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、同行援護を利用する障害者(児)(以下、「利用者」という。)が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 同行援護の実施に当たっては、利用者の必要なときに必要な同行援護の提供ができるよう努めるものとする。
- 3 同行援護の実施に当たっては、関係市町及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密 な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、同行援護の実施に当たっては、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下、「法」という。)をはじめ、各関係法令等を遵守するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 やすらぎ訪問介護事業所
 - (2) 所在地 兵庫県南あわじ市神代地頭方 943-4

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
 - (2) サービス提供責任者 3名 サービス提供責任者は、同行援護の利用申込みに係る調整、同行援護計画の作成及 び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理等を行うものとする。
 - (3) 従業者 訪問介護員1名(登録ヘルパー1名を含む) 従業者は、同行援護計画に基づき、同行援護の提供に当たる。
 - (4)事務職員 1名事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、12月31日から1月3日までの日を除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
 - 但し、電話連絡は24時間取れる体制をとる。
- (3) サービス提供日 月曜日~日曜日

(同行援護を提供する主な対象者)

- 第6条 事業所において同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 身体障害者(うち視覚に障害を有する者)
 - (2) 身体障害児(18歳未満で、視覚に障害を有する児童)

(同行援護の内容)

- 第7条 事業所が行う同行援護の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 同行援護計画の作成
 - (2) 同行援護に関する内容
 - ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を 含む。)
 - イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - ウ 排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助
 - (3) 前項に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

- 第8条 同行援護を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。 そのうち、各市町が定めた利用者負担額として利用者等から受領した額以外については、 各市町から代理受領するものとする。
- 2 事業所は、前項に定める利用者負担額について、各市町が定める利用者等の所得区分等 に応じて減額することができる。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う同行援護に要した交通費は、その実費 を徴収するものとする。
- 4 前2項の費用の支払いを受ける場合は、利用者等に対して事前に文書により説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 5 第1項及び第3項の費用の支払いを受けた場合は、第1項の費用については受領証を、 第3項の費用については領収証を、それぞれ当該利用者等に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南あわじ市、洲本市とする。

(緊急時等の対応)

第10条 従業者は、現に同行援護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行うとともに、サービス提供責任者又は管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した同行援護に関する利用者等からの苦情を解決するために 必要な措置を講じるものとする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

- 第12条 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつ つ、ハラスメント対策のための、次の措置を講じる。
 - (1) 従業者に対するハラスメント指針の周知・啓発
 - (2) 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備
 - (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、 次の措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(事業継続計画)

第14条 事業継続計画 (BCP) の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(感染対策・衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する介護等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(暴力団等の影響の排除)

第16条 運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(身体拘束等の禁止)

- 第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 事業所は、適切な同行援護が提供できるよう従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2)継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知 り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する同行援護の提供に関する諸記録を整備し、当該同行援護を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第19条 この規程に定めるほか、やすらぎ訪問介護事業所の運営に関する重要事項については、社会福祉法人淡路島福祉会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成24年5月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から改定施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から改定施行する。
- この規程は、令和4年6月1日から改定施行する。
- この規程は、令和5年12月1日から改定施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から改定施行する。

やすらぎ訪問介護事業所 移動支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人淡路島福祉会が設置するやすらぎ訪問介護事業所(以下「事業所」という。)において実施する移動支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な移動支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の 指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と の連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の必要な時に必要な移動支援の提供ができるよう努めるものとする。
- 4 前三項のほか、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)及び利用者が居住する 地域の地域生活支援事業に関する要綱等に規定する内容のほか関係法令等を遵守し、事業 を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 やすらぎ訪問介護事業所
 - (2) 所在地 兵庫県南あわじ市神代地頭方943-4

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 本事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し 法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 4名(常勤3名・非常勤1名) サービス提供責任者は、移動支援に係るサービス提供計画を作成し、利用者及びそ の家族にその内容を説明するほか、事業所に対する移動支援の利用の申込みに係る調 整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。
- (3) 従業者 11名(非常勤職員11名) 従業者は、外出介護計画に基づき指定外出介護の提供に当たる。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、職種及び定員を超える職員を置くことができる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

【ただし、12月31日から1月3日までを除く。】

- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間

宿泊を伴わない場合 8時から21時までとする。

宿泊を伴う場合 開始及び終了時間が8時から21時までとする。

(4)上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(主たる対象者)

- 第6条 事業所において移動支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 身体障害者
 - (2) 知的障害者
 - (3) 精神障害者

(移動支援の内容)

- 第7条 本事業所で行う移動支援の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 移動支援に係るサービス提供計画の作成
 - (2) 外出時における移動の介護
 - (3) 前各号に附帯するその他必要な介護、相談、助言

(利用者から受領する費用の額等)

- 第8条 市の地域生活支援事業である移動支援事業のサービスを提供した際には、利用者から支給決定を行った市の定める地域生活支援事業の給付費の1割を利用者負担額として、 支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない移動支援事業のサービスを提供した際には、前項に掲げる利用 者負担額のほか、利用者から支給決定を行った淡路市の定める給付費から利用者負担額を 控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域の範囲を超えて行う事業に要する交通費は、公共交 通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。
- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者

に対して交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、南あわじ市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 現に移動支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他 必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者 に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置 を講じるものとする。
- 2 利用者に対する移動支援の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する移動支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

- 第11条 提供した移動支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、 苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 本事業所は、提供した移動支援に関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して淡路市が行う調査に協力するとともに、南あわじ市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査 又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保)

第12条 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつ つ、ハラスメント対策のための、次の措置を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものと する。
 - (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) すべての従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施(年1回以上)
 - (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従

業者への周知

(事業継続計画)

第14条 事業継続計画 (BCP) の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して訪問介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練(年1回以上)を実施するものとする。

(感染対策・衛生管理)

第15条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する介護等においてその対策 を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練(年1回以上)を実施し、 感染対策の資質向上に努める。

(暴力団等の影響の排除)

第16条 運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(身体拘束等の禁止)

- 第17条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を 保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行 為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の 心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、 また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
 - (2) 継続研修 年12回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業者で なくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容と する。

- 4 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録 を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 5 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人淡路島福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年1月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成25年7月23日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成30年4月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、令和4年4月1日から改定施行する。
- 7 この規程は、令和4年6月1日から改定施行する。
- 8 この規程は、令和4年7月1日から改定施行する。
- 9 この規程は、令和5年1月1日から改定施行する。
- 10 この規程は、令和5年6月1日から改定施行する。
- 11 この規程は、令和5年8月1日から改定施行する。
- 12 この規程は、令和5年12月1日から改定施行する。
- 13 この規程は、令和6年4月1日から改定施行する。